



福島市食事サービス事業

安否確認

宅配弁当



対象者：一人暮らしや高齢者のみ
世帯等で食の確保が困難な方が対象

①単独で自家用車や公共交通機関の
利用が難しい方

②下肢筋力の低下等で
支援を受けなければ調理が困難な方

③買い物や調理等の
介護サービスを受けていない方
※当該サービスをご利用している場合は
必要な範囲で利用できます。

料金

¥500円/食

実施日

月～土曜日（祝日除く）
元日、1月2日お休み



配送

・10:00～13:00の間
※時間の指定はできません



訪問

・お弁当手渡し
・代金のお支払い
※現金で都度お支払い



緊急時は協力員へ連絡

・安否確認できない
・異常を確認
※状況によって現場判断で救急車を要請

委託事業所

有限会社 松月堂
福島市さくら三丁目1-18
☎024-594-2355

令和7年4月1日から変更になりました

<お問い合わせ先>

福島市長寿福祉課長寿支援係
☎024-525-7657

オンライン申請はコチラ⇒



お手続きの流れ

① 申請

- ・長寿福祉課、各支所、最寄りの地域包括支援センターにて申請書をご記入ください。
オンライン申請も可能です。必要事項を入力してください。

② 調査

- ・担当地区の地域包括支援センターにて調査書を作成いたします。
- ・お体の状況やご利用者様の情報を確認させていただきます。



③ 審査

- ・調査書を基に市で審査し、結果を通知いたします。
- ・利用が決定した場合、委託事業所へも情報共有を行います。



④ 決定・配食開始

- ・審査から決定まで3日間程度で行い、利用者様と委託事業所へ通知いたします。
- ・委託事業所での配食準備期間として1週間前後期間が必要となります。
- ・審査開始から配食開始まで2週間程度期間が必要となりますのであらかじめご了承ください。

(配食開始までのスケジュール例)

●希望曜日 火 ・ 金曜日

日	月	火	水	木	金	土
お 休 み			審査開始	審査期間		
	決定		準 備 期 間			
	準 備 期 間				初回配食	

※あくまでも例であり、日程は前後する場合がございます。

----- 留意事項 -----

- ①転居や施設への入所、介護サービスの利用等で配食が不要になる場合や、一時的な休止・変更については、〇〇日前までに委託事業所か長寿福祉課までご連絡ください。
- ②長期間（6か月以上）休止される場合は、再度申請が必要となります。
- ③配食するお弁当は通常食のみとなっております。